

社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会（釧路市権利擁護成年後見センター）

法人後見支援員設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会（以下「本会」という）法人後見事業実施要綱第11条第2項に規定する法人後見支援員（以下「支援員」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要件）

第2条 支援員は本会が運営する釧路市権利擁護成年後見センター市民後見人バンク登録者から選考された者とする。

2 本会は、前項に定める者を受任案件毎に業務委託契約を行うことができる。

（業務内容及び責務）

第3条 後見活動にあたっては、職員と連携協議しながら法律に定める後見等の事務を行う。

（1） 後見活動の範囲の中で被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態を及び生活を配慮しなければならない。

（2） 支援員は、月1回支援状況を本会に報告しなければならない。

（3） 支援員は、本会の個人情報保護規定を遵守しなければならない。

（支援員の報酬）

第4条 本会は、後見活動を行った支援員に対して月額6,682円を四半期に一度支給する。

2 報酬は、業務委託契約後の活動から支給開始とする。

（支援員に対する保険加入）

第5条 本会は、後見活動にかかる事故等に備え必要な保険に加入するものとする。

（身分証明書の交付と携帯）

第6条 支援員が後見活動を行うにあたっては、本会が交付する身分証明書を常に携帯することとし、必要時にはこれを提示する。

2 支援員は、後見活動が終了したときは直ちにこれを返却しなければならない。

（業務委託の解除）

第7条 本会は、支援員が辞職しようとするときは、本会会長に申し出なければならない。

2 本会は支援員に不正な行為、その他当該業務に適しない事由があるときは業務委託契約を解除することができる。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。